

新型コロナウイルス感染症の影響による修学困難者に対する 授業料減免について

2021 年 7 月 30 日
事務局奨学金窓口

本学では、新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、令和 3 年度に限って授業料の減免を実施することになりました。以下の要件を改めて確認し、当てはまる対象者は事務局へ申し出てください。

申請される場合は、**8 月 6 日（金）17 時まで**に学務係までお申し出の上、必要な説明を受けてください。

なお、申請書の受付期限は **8 月 26 日（木）17 時**です。

【対象者】

次の①、②の基準全てに当てはまる者

- ① 主たる生計維持者が、国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援（具体例は後記）を受けている、又は主たる生計維持者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少後の令和 2 年の所得又は令和 3 年の所得見込みが、令和元年又は令和 2 年の所得と比較して、2 分の 1 以下となっている。
- ② 主たる生計維持者の令和 2 年の所得金額又は令和 3 年所得見込みが、給与所得者の場合は 841 万円以下、給与所得者以外は 355 万円以下である。
※ 公的支援の受給証明書は、令和 3 年度中、もしくは令和 2 年度以前のものであれば対象になります。

【減免額】

年額 20 万円（なお、現在募集中の経済支援特別奨学金を同時に受けることはできない。）

【申請方法】

所定様式に必要事項を記載し、次の必要書類を添付して提出。

- ・ 基準①で「公的支援を受けている」に当てはまる場合 公的支援に係る受給証明書
- ・ 基準①で「令和 2 年の所得又は令和 3 年の所得見込みが、令和元年又は令和 2 年の所得と比較して、2 分の 1 以下になっている」に当てはまる場合、令和元年又は令和 2 年の所得が分かる証明書及び収入減少後の給与明細

【 公的支援の例 】

- ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）
- ② 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付
- ③ 危機対応融資
- ④ セーフティネット保証 4 号、セーフティネット保証 5 号、危機関連保証
- ⑤ 小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付
- ⑥ 小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）
- ⑦ 緊急小口資金、総合支援資金（生活費）
- ⑧ 厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予
- ⑨ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予
- ⑩ 国税・地方税の納付猶予
- ⑪ 持続化給付金
- ⑫ 家賃支援給付金